

使用済小型家電が市の指定する場所へ持ち込めるようになります。

レアメタル等を含む使用済小型家電の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理や資源の有効利用を目的として、平成25年4月1日より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。

この制度では、市民から持ち出されるデジタルカメラ等の使用済小型家電を自治体等が回収し、国から認定を受けた事業者等がそれを引き取りリサイクルすることとなっています。

そこで、豊橋市では、使用済小型家電をごみステーションで『こわすごみ』として回収し、リサイクルする現行の方法に加え、以下により市が指定する場所での拠点回収を開始します。また、『530のまち環境フェスタ』や『豊橋まつり』等のイベントにおける回収も行います。

なお、平成25年7月以降に国が回収事業者を認定次第、随時、市の公共施設や家電量販店、大型スーパー等において、拠点の拡大を図ります。

○回収開始日：平成25年7月1日（月）

○指定場所

名 称	営業日	営業時間	場 所	電話番号
東部環境センター	月曜日～金曜日 (年末年始を除く)	午前8時15分 ～ 午後5時	飯村町字高山11-19	61-4136
南部環境センター			東七根町字宝地道24	48-6693
西部環境センター			神野新田町字京ノ割46-1	32-9231
リサイクルステーション (ふれあいコープあ・ん・ず) ※イオン豊橋南店、アピタ向山店 へは持ち込めません	毎日(年始を除く)	午後1時 ～ 午後5時	牟呂町字松崎15	46-1570

○回収品目：カメラ、ドライヤー、
電卓、炊飯器などの
家電製品（裏面参照）



資源化センターで分別された小型家電



※家電4品目、乾電池、パソコン、電子レンジ及び60cm以上の家電製品は対象外です

※個人情報は消去したうえで持ち込んでいただくこととなります

小型家電回収品目

○こわすごみのうち、以下のもの

分類	品目の主なもの
有線通信機械器具	電話機、FAX
無線通信機械器具	携帯電話、PHS、タブレット端末（PCリサイクルマークが付与されていないもの）
映像用機械器具	ビデオカメラ、録画機器、カメラ
音響機器	オーディオプレーヤー、補聴器、ヘッドホン及びイヤホン、ミニコンポ
記憶装置	ハードディスク、磁気・光ディスク記憶装置、フラッシュメモリ
印刷装置	プリンター
電動工具	電気ドリル、グラインダー
事務用電気機械器具	電卓
計量用又は測定用の電気機械器具	ヘルスメーター
医療用電気器具	電動式吸入器
台所用品電気機械器具	炊飯器
空調用電気機械器具	扇風機、電気除湿機
衣料用又は衛生用の電気機械器具	電気アイロン、電気掃除機
保温用電気機械器具	電気ストーブ
理容用電気機械器具	ヘアドライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ、ヘアアイロン、電気バリカン
園芸用電気機械器具	小型電気芝刈機
電気照明器具	電球、蛍光灯器具（蛍光管を除く）
カー用品付属品	カーナビ、カーオーディオ、ETC 車載ユニット
その他	ラジオ、卓上ミシン、電子書籍端末（PCリサイクルマークが付与されていないもの）、電子辞書、電子・電気時計、電子・電気楽器、ゲーム機、電子・電動式玩具、電子血圧計、電子体温計、リモコン、ACアダプタ、充電器、懐中電灯、延長コードなど

※家電 4 品目、乾電池、パソコン、電子レンジ及び60cm以上の家電製品は対象外です

※個人情報を含む小型家電（携帯電話等）は個人情報を消去したうえで持ち込むようにしてください